## 深谷市手数料条例改正 2025.4.1施行

■建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

※深谷市は限定行政庁のため、以下の物件が対象です。

木造:2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下 (法6条1項1号に該当する特殊建築物を除く)

非木造: 平屋かつ延べ面積200㎡以下

手数料						
区分		床面積の合計			当初	変更
					金額(円)	金額(円)
標準計算法によるもの	一戸建ての住宅	,	~	200㎡未満	40,000	20,000
		200㎡以上	~	300㎡以下	44,000	22,000
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	,	~	300㎡以下	80,000	40,000
仕様基準によるもの	一戸建ての住宅	,	~	200㎡未満	20,000	10,000
		200㎡以上 🧸	~	300㎡以下	22,000	11,000
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	,	~	300㎡未満	38,000	19,000
仕様基準・計算併用法 によるもの	一戸建ての住宅	,	~	200㎡未満	29,000	14,500
		200㎡以上 🧸	~	300㎡以下	33,000	16,500
	住宅用途を含む建築物の住宅部分		~	300㎡以下	59,000	29,500
標準入力法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		~	300㎡以下	267,000	133,500
モデル建物法によるもの	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		~	300㎡以下	102,000	51,000

<sup>※</sup>確認申請には別途手数料がかかります。